

平成 19 年 8 月 31 日

各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目 15 番 1 号
会社名 株式会社アスキーソリューションズ
代表者名 代表取締役社長 田 北 幸 治
(コード 3801・ヘラクレス)

問合せ先 取締役執行役員 雨 宮 哲
管理本部長
(電 話 : 03-4524-6015)

大阪証券取引所への「改善報告書」の提出について

当社は、平成 19 年 3 月期中間決算情報につき重要な訂正を行った件について、平成 19 年 8 月 17 日付で、株式会社大阪証券取引所から「改善報告書」の提出を求められておりましたが、本日別添のとおり提出いたしましたのでご報告申し上げます。

別添：改善報告書

以 上

別添

改善報告書

平成 19 年 8 月 31 日

株式会社大阪証券取引所
取締役社長 米田 道生 殿

株式会社アスキーソリューションズ
代表取締役社長 田北 幸治

この度の平成 19 年 3 月期中間決算情報の遡及的な訂正について、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 23 条第 3 項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出いたします。

1. 経緯

(1) 半期報告書訂正の基となった取引

取引の最終相手先は大手カラオケメーカーの A 社です。商流といたしましては、B 社（組込系開発会社）、C 社（部品メーカー、平成 18 年 4 月 A 社と合併）経由となっております。契約は B 社との間ですが、実質的には A 社と直接交渉を続けてまいりました。

受託業務としては、最新カラオケリモコンの開発・量産でした。

(2) 半期報告書訂正に至った経緯

平成 17 年 2 月 25 日 上記商流にて、A 社向け最新リモコンの開発業務を受注いたしました。

平成 17 年 9 月 27 日 上記商流にて、A 社向け最新リモコンの追加開発業務を受注いたしました。

以降、
、
の受注分の納品・検収は終了いたしました。更なる追加開発・量産に向けての開発範囲、品質面、納期などの面で客先とのすりあわせがうまくいかず何度かスケジュールを再設定いたしました。

原因としては、仕様書を作成せず開発範囲や品質に関して定義した文書がなかったこと、A 社から提示されるべき情報の提示が遅れたこと、当社側の経験不足に

よる品質面での問題などが挙げられます。

平成18年8月18日 改めて過去の責任分担などをリセットする意味で、A社との間で「合意書」を締結いたしました。
その中で、これまでのスケジュール遅延に対して、当社にも責任があるとして、一旦遅延損害金（違約金）30百万円を支払う（平成18年9月末）こととし、改めて品質、納期、条件につき、交渉を再開することにいたしました。

平成18年8月21日 当社取締役会において「A社への遅延損害金支払いの件」を承認いたしました。この時点では、総額4億円以上の売り上げを見込んでいたこともあり、中間期及び通期業績における業績に与える影響は軽微と判断いたしました。

平成18年10月30日 「特別損失の発生及び中間業績予想の修正に関するお知らせ」を発表。上記遅延損害金30百万円と別件の38百万円をそれぞれ特別損失に計上することと併せ、中間業績予想の下方修正を行いました。

並行してA社との間で、納期、品質、スケジュールなどにつき、交渉を続けるものの折り合いがなかなかつきませんでした。

平成18年12月12日 そうした中で、A社代理人より12月11日付で、契約解除と損害賠償要求の内容にて通知書が送られてきました。

平成18年12月28日 当社としては、交渉の一手段と認識し、当社側の見解をまとめ、回答書を送付いたしました。

当社としては、この時点では交渉継続中で将来の売り上げ計上の可能性はあり、また最悪の場合でも部材を他社へ転売できる可能性もあることから、仕掛品に対する資産性があるものと認識しておりました。

平成19年1月22日 当社取締役会で本件状況報告し、A社と鋭意交渉中、場合によっては他社への転売も視野に入れると担当役員より報告がありました。

平成19年3月26日 監査法人に対し、A社関連資料として のA社からの通知書及び同社への回答書を提出しました。監査法人の期末監査の一環として、各案件、多数の資料等を提出したうちの一部としての扱いでした。

- 平成19年4月4日 A社、弊社双方代理人間で交渉開始。
A社側から、現時点でも当社に開発の意思があるならば、その納期等見積りを提示して欲しいとの依頼がありました。
- 平成19年4月6日 当社臨時経営会議において、3月末時点の仕掛り残高のうち、出荷、売上げの目途が確定していないものを、今期費用処理することを決定いたしました。
本件につきましては、監査法人の指摘を踏まえ、他の案件と併せ処理すること、金額も大きいことから、特別損失として計上することを決定いたしました。
同日、情報開示「特別損失の計上及び通期業績予想の修正に関するお知らせ」を公表。当日の臨時経営会議決定に基づき、本件特別損失計上と通期業績予想修正を併せ開示いたしました。
- 平成19年4月12日 のA社からの見積もり依頼に対し、見積書を提出いたしました。
- 平成19年4月25日 A社代理人より回答あり、 の内容は、金額および納期の面で受け入れられない、という内容でした。
- 以降、プロジェクト中断の責任に関し、双方の意見交換を再開、現在も継続中です。
- 平成19年5月18日 監査法人より修正後発事象として半期報告書訂正の要請を受けたため、臨時経営会議を開催し、半期報告書訂正を機関決定し、同日、情報開示「訂正報告書の提出について」を公表いたしました。
即日、貴社より当社株式の監理ポスト割当てが開示されました。
- 平成19年5月23日 貴社のご指示に従い、「半期報告書訂正に至った経緯のご報告」を提出いたしました。
- 平成19年5月25日 外部有識者として弁護士2名、公認会計士2名(うち1名は当社決算作業に直接関与しない当社顧問税理士、貴社に適性確認済)による特別調査委員会発足、初会合を行いました。
- 平成19年6月1日 決算役員会を開催し、平成19年3月期決算承認、第25期定時株主総会開催、株主総会提出議案の決定を行いました。
これを受けて、関東財務局へ第25期中半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

また、次の開示を行いました。

- . 半期報告書の訂正報告書の提出について
- . 平成19年3月期中間決算短信（非連結）の一部訂正について
- . 平成19年3月期第3四半期財務・業績の概況（非連結）の一部訂正について
- . 平成19年3月期通期業績予想の修正に関するお知らせ
- . 平成19年3月期決算短信（非連結）
- . 役員人事異動に関するお知らせ
- . 公認会計士等の異動に関するお知らせ

(3) 訂正報告書提出後の経緯

- 平成19年6月1日 貴社のご指示に従い、平成19年3月期通期業績修正の内容について「ご報告」を提出いたしました。
- 平成19年6月15日 貴社にご手配いただき、機関投資家向け当社決算説明会を開催いたしました。
- 平成19年6月27日 特別調査委員会より調査報告書を受領いたしました。即日、調査報告書を提出し、併せて、「再発防止に向けて」を提出いたしました。
- 平成19年6月28日 当社第25期定時株主総会を開催いたしました。関東財務局へ第25期有価証券報告書を提出いたしました。
- 平成19年8月6日 「平成20年3月期第1四半期財務・業績の概況（非連結）」の開示を行いました。
- 平成19年8月10日 取締役会を開催し、第三者割当増資の決議を行い、「第三者割当により発行される株式募集及び主要株主の異動に関するお知らせ」の開示を行いました。
- 平成19年8月17日 貴社より、当社に対する「株式の監理ポスト割当ての解除」「改善報告書の徴求」が発表されました。
- 平成19年8月17日 「大阪証券取引所による当社株式の監理ポスト割当て解除及び改善報告書の徴求に関するお知らせ」のプレス発表を行いました。

2. 特別調査委員会の設置

当社は、内部調査だけでは調査の客観性、透明性、公正性の観点から限界があると考え、平成19年5月25日、弁護士、公認会計士4名で構成する特別調査委員会を設置し、株式会社大阪証券取引所から監理ポスト割当て処分を受けるに至った原因及び再

発防止策につき調査、検討を委嘱いたしました。

当社の委嘱を受け、外部調査委員会は以下の手順で調査を進めました。

(1)調査の目的

以下の各点について調査、検討する。

当社が平成19年5月18日付で半期報告書の遡及修正を行うことを開示した特別損失計上につき、法令、規則に従った本来あるべき情報開示の内容、方法及び時期について

なぜ、今回のような半期報告書の遡及的修正が発生したのか、その理由と経緯
今回のような情報開示の問題が今後生じないようにするために、当社において、
どのような再発防止策を取ることが要求されるか

なお、本件調査報告は、直接的には大阪証券取引所からの処分を受けるに至った原因である開示体制にかかる欠陥の有無及び再発防止策につき調査・検討することを目的とするものであって、当社の内部統制体制全般についての調査・検討を含まないものである。

(2)調査方法

特別調査委員会は、調査対象である事実及び問題点の把握のために、当社から半期報告書の遡及的訂正の対象となったプロジェクトに関する各種資料の提出を受けたほか、当該プロジェクトに関係した以下の当社の役員らに対しヒアリングを実施した。

提出を受けた資料

- ・ 当社の職務分掌規程、職務権限規程、取締役会議事録、会計資料、プレスリリース、その他資料
- ・ 本件プロジェクトに関するプロジェクトシート、プレゼンテーション資料、稟議書、発注確認書、見積書、合意書、確認書、その他資料
- ・ A社とのやり取りの文書
- ・ その他関連文書

関係者ヒアリング

- ・ 代表取締役社長
- ・ 取締役執行役員ソリューション事業部長
- ・ 執行役員・管理本部長
- ・ 経理部長
- ・ 経営企画室長
- ・ 顧問弁護士

(3)調査結果

内部調査の結果明らかとなった事実の概要

. 本件プロジェクトに関する事実経緯

ア) 本件プロジェクトの受注から2006年8月18日付合意書の締結に至るまでの経緯

イ) 2006年8月18日付合意書の締結の経緯

ロ) 本件合意書締結から2006年12月11日付通知書を受領する直前までの経緯

エ) 2006年12月11日付通知書を受領から会社のA社に対する同年12月28日付回答書の送付までの経緯

オ) 本件回答書送付以降の弁護士との交渉経緯

カ) 2006年12月21日の半期報告書の提出から、2007年5月18日の半期報告書訂正の開示に至るまでの経緯

. 本件プロジェクト及びその会計処理に関する社内体制の状況

ア) 本件プロジェクトに関する関連部署

イ) 本件プロジェクトに関する決裁事項及び決裁手続

ロ) 当社における経営管理体制

特別調査委員会による検討結果

. 当社が本年5月18日付で半期報告書の遡及的訂正を決定、開示した特別損失計上につき、本来、いつ、どのような内容及び方法にて情報開示を行うべきであったか

ア) 本件「通知書を受領」の取扱い

イ) 修正後発事象の取扱いについて

. 監査報告書の発行前に通知書を受領したにもかかわらず、半期報告書にて本件プロジェクトの仕掛品の特別損失による費用処理の計上を行わなかった理由

ア) 発注確認書の存在

イ) マネジメント定例会議が開発業務の継続を当然の前提としていたこと

ロ) 本件通知書受領の前後を通じた開発業務の継続

エ) 当社が本件通知書を受領した当時、A社の統括開発責任者(役員)が、A社の弁護士名義による本件通知書の発送を知らなかったこと

オ) A社社長の評判の存在

. 本件プロジェクトの仕掛品につき特別損失による費用処理の計上及び開示を本年4月6日まで行わなかった理由

ア) 本件通知書の重要性につき十分な注意が払われなかったこと

イ) 発注確認書において確認された成果物の納期が本年3月末に設定されていたこと

. 当社が本年3月26日まで本件通知書を監査法人に提出しなかった理由(当社における適時開示体制上の問題点について)

ア)当社における情報開示事項に関する事業部と管理本部との連絡・報告体制
決算情報や会社の決定事実であって適時に開示すべき情報については、一応の伝達・開示体制が確立されていたと見るべきである。また、実務者レベルにおける当社の適時開示体制は有効に機能しており、そこに特段の問題は存在していなかったものと考えられる。

イ)本件通知書の受領についての連絡・報告

本件通知書の受領の情報が管理本部、総務部まで伝達されたものの、その先に伝達すべき経理部及び監査法人にまで伝達されなかった理由は、ひとえに社長、事業部長、管理本部長が、先に述べた諸事情により、本件通知書の受領が本件プロジェクトの中止を意味するものではないとの認識ないし期待を持ち、これにより本件通知書の受領が修正後発事象として開示事項に該当する可能性があることに十分な注意を払うことができなかつたことに起因している。特別調査委員会としても、先に述べた諸事情に鑑みれば、当社の役員らがそのような認識ないし期待を持ったことに対し無理からぬ面があると理解する。

ウ)監査役らの監査義務懈怠の有無について

本件通知書の受領は、昨年12月25日に経営会議において報告されており、この経営会議には当社の常勤監査役も出席していた。また、当社の監査役を勤める顧問弁護士は、本件通知書の受領を、事業部長らを通じて連絡を受けている。従って、監査役らについても、少なくとも当社による本件通知書の受領を知った時点でこれが修正後発事象に該当する可能性があることを取締役らに指摘する義務があつたのではないかと指摘もあり得る。

しかし、少なくとも会社法は、中間決算において監査役が厳密な会計監査を行うことを明文では要求していない。従って、監査役らが、本件通知書の受領につき上記の指摘を取締役らに行わなかつたという一事により、監査役らに取締役らの職務執行の監査を怠つたとの法的評価を行うことは酷であるとも考えられる。

・今回のような情報開示の問題が今後生じないようにするために、当社においてどのような再発防止策を取ることが要求されるか

再発防止策については一概に策を規定できるものではないが、特別調査委員会としては、下記にその対応策の例示を行う。

ア)監査法人との連携の強化

イ)開示資料に対する内部チェック体制の強化

ウ)社内研修会の実施

(4)特別調査委員会の結論

以上の調査・検討の結果、当社が半期報告書の遡及的訂正を行った特別損失計上につ

いては、当社による組織ぐるみの半期報告書の粉飾といった故意に基づく悪質な行為は認められなかった。

他方で、本件は、本件通知書が、弁護士名において社長宛に送付された内容証明郵便であって、少なくとも文言上本件プロジェクトの中止を意味しているにもかかわらず、当時の状況から、当社の役員らが、本件プロジェクトが継続するものと認識ないし期待していたことに起因する。すなわち、本件通知書の受領後も当社及びA社において本件プロジェクトの開発が現場レベルで継続していたこと、本件通知書の約3週間前に本年3月末日を納期とする発注確認書をA社が当社に提出していたこと等の諸事情が、当社の役員らに、本件プロジェクトが今後も継続するものであるとの認識ないし期待を持たせ、結果的に、本件通知書の受領についての監査法人への適時の報告及び相談に至らなかったものである。このような諸事情に鑑みれば、特別調査委員会としても、当社役員らが、本件通知書の受領につき十分な注意を払わなかったことにつき無理からぬ面もあると理解する。

また、先に述べた通り、当社内において、決算情報や当社の決定事実であって適時に開示すべき情報については、一応の伝達・開示体制が確立されていたものと考えられる。

ただし、当社においては、情報開示を適時かつ適切に行うための管理体制及び情報開示についてのルールの周知徹底といった面で不十分な点が見受けられることは否めないと思われる。

従って、今回のような問題が再度発生することを防ぐべく、特別調査委員会として、本件調査報告書を当社に提出することにより、今回の情報開示の問題が発生した理由を明確にすると共に、併せて、当社において、先に提案する再発防止策の実施を真剣に検討することを勧告する次第である。

3. 問題点

特別調査委員会における詳細な調査の結果を踏まえ、問題点は、

- (1) 修正後発事象に該当する可能性のあった事象に対して、監査法人との連携が不十分であったこと
 - (2) 情報開示を適時適切に行うための管理体制及び情報開示についてのルールの周知徹底が不十分であったこと
- の2点と考えております。

4. 再発防止に向けた今後の改善措置

特別調査委員会の提言を踏まえ、以下の改善措置を講じます。

(1) 監査法人との連携の強化

今後は、決算発表後に決算の大幅な訂正を行うような事態を二度と招くことがないように、監査法人と会計処理・手続きに関して随時、速やかに事前相談を実施し、

適時・適切に見解を求めることとします。

また、社内各部門が取引先等との間で内容証明等法的文書を授受した場合には、全て総務部長及び経理部長に速やかに報告し、経理部長より監査法人へ逐次報告することをルール化し、報告の履歴を保存することといたします。

更に、決算期末以後発生した事象について、多少なりとも決算に影響を及ぼす可能性のあるものにつきましては、逐一監査法人と処理方法についての協議を行います。

(2)開示資料に対する内部チェック体制の強化

開示資料に関し、そのチェック体制を強化するため、その基礎データとの突合及び後発事象の状況把握等による開示に対する実務上の対応ルールを策定、周知、徹底し、社内管理体制の強化を図ります。

開示資料は経営企画室において作成し、経営企画室長、経理部長、管理本部長、社長のチェックを行うことを平成19年9月末までにルールとして明文化し、開示内容によっては、監査法人、顧問弁護士の確認もとることといたします。

また、貴社との連絡、相談も一層密にして、万全を期します。

(3)社内研修会の実施

公開会社としての責務を周知・徹底するために社内研修会を行い、投資家への適時・適切な会社情報の開示に関する知識の習得及び法令順守の意識の向上を図ります。

この社内研修会は経営企画室が主催し、定期的に役員・執行役員・従業員に対して研修会を開催することとします。実施時期につきましては、毎年、役員・執行役員に対しては、新役員選任後の7月、従業員にたいしては、新年度開始の4月といたします。ただし、今期につきましては、速やかに実施いたします。

また、その研修内容、参加記録の作成等、各回の研修会の内容を随時閲覧できるようにし、適時開示に関する知識の向上と法令順守の意識の徹底を図ります。

社内研修会の講師は、開示に関する専門家にも依頼する予定です。

(4)社内重要情報の共有

2007年6月28日開催の株主総会において、管理本部長が取締役に選任され、以後取締役会においては、管理本部より重要案件、開示情報について詳細な報告を行い、また、社外取締役、監査役からの活発な質問、意見もあり、取締役会の一層の活性化を進めております。

また、経営会議、部長会においても、管理本部長、経営企画室長、経理部長が常時状況報告をし、あるいは各部門への質問等を通じて事業の状況の積極的把握に努めております。

更に、プロジェクトの受注、変更に際し、プロジェクトレビューの開催を徹底し、会議に管理本部長及び常勤監査役が出席し、管理の強化を図っております。

これらの情報共有、情報管理につきましては、平成 19 年 9 月末までに経営企画室において規程を策定いたします。

以上